

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月13日
【四半期会計期間】	第74期第3四半期(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)
【会社名】	東京ボード工業株式会社
【英訳名】	TOKYO BOARD INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 弘之
【本店の所在の場所】	東京都江東区新木場二丁目11番1号
【電話番号】	03- 3522- 4138
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 尾股 拓彦
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新木場二丁目11番1号
【電話番号】	03- 3522- 4138
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 尾股 拓彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第 3 四半期 連結累計期間	第74期 第 3 四半期 連結累計期間	第73期
会計期間	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年12月31日	自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年12月31日	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日
売上高 (千円)	4, 495, 993	4, 990, 729	5, 921, 658
経常損失 (△) (千円)	△ 296, 531	△ 2, 019, 304	△ 972, 821
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (千円)	△ 411, 339	△ 2, 172, 960	△ 1, 402, 877
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△ 347, 446	△ 2, 135, 132	△ 1, 327, 065
純資産額 (千円)	5, 268, 672	2, 096, 040	4, 288, 982
総資産額 (千円)	26, 213, 155	22, 365, 492	24, 310, 088
1 株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△ 160. 53	△ 848. 02	△ 547. 48
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	18. 1	6. 7	15. 4

回次	第73期 第 3 四半期 連結会計期間	第74期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年10月 1 日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月 1 日 至 平成30年12月31日
1 株当たり四半期純損失(△) (円)	△ 216. 24	△ 198. 75

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益については、1 株当たり四半期(当期)純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、「役員報酬 B I P 信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、(四半期)連結財務諸表において自己株式として計上しております。このため 1 株当たり四半期(当期)純損失の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

a. 事業等のリスク

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本書提出日現在までの間において追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該有価証券報告書の「事業等のリスク」を一括して掲載しており、追加箇所については下線で示しております。

なお、以下の記載内容は当社グループにおける事業上のリスクすべてを網羅しているものではありません。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 新設住宅着工戸数が業績に与える影響について

住宅関連業界である当社グループの業績は、新設住宅着工戸数に大きく影響を受けます。

当社グループの製品は、集合住宅関連の床材が中心であることから、新設住宅のうちマンションの増減に大きく影響を受けます。新設住宅着工戸数が大幅に減少するような状況が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有利子負債への依存について

当社グループは、佐倉工場の建築費用を複数の金融機関からの借入金及び社債の発行により調達しており、有利子負債への依存度が高い水準にあります。借入金及び社債の利率の大半は固定化されており、将来起こり得る金利上昇リスクによる影響を最小限に抑えるよう努めておりますが、現行の金利水準から大幅な上昇があったときは、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 木質廃棄物の確保について

当社グループの主力製品であるパーティクルボードは、木質廃棄物が主たる原材料であります。本書提出日現在、木質廃棄物の需給関係は安定しているものと判断しておりますが、他の業界において木質廃棄物の需要（燃料としての使用等）が高まることなどを原因として、原材料の確保が困難となった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 接着剤原料について

パーティクルボードの原材料となる接着剤原料は、安定した取引先より供給されておりますが、原油価格の高騰などにより仕入価格が上昇することがあります。原価上昇分を販売価格に転嫁出来ない場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 自然災害について

当社グループの主力工場である新木場リサイクル工場は東京湾14号貯木場に、横浜チップ工場は横浜港金沢木材埠頭にそれぞれ面しております。地震や台風など大規模な自然災害によってこれらの工場が操業停止等に陥った場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制等について

① 廃棄物処理法

当社グループは、パーティクルボードの原材料調達を目的に木質廃棄物を収集運搬して、木材チップに破砕（中間処理）しております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物収集運搬業（ティー・ビー・ロジスティックス株式会社、T B 関西物流株式会社）並びに産業廃棄物処分業（当社、横浜エコロジー株式会社）の事業許可を各都府県知事または政令指定都市市長から取得しております。また、下記表記載以外にも収集運搬過程では道路運送車両法や自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等、処分過程においては労働安全衛生法、環境保全やリサイクルに関する諸法令等による規制を受けております。

(主要な法的規制)

対象	法令等名	監督官庁	法的規制の内容
収集運搬 (積替保管含む)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の収集運搬に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。

(主要な行政指導)

対象	監督官庁	行政指導	行政指導の概要
施設の設置及び維持管理	各自治体	施設の設置及び維持管理の指導要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準が定められております。
県外廃棄物規制	各自治体	県外廃棄物の指導要綱	県外からの廃棄物の流入規制に関する基準が定められております。

「廃棄物処理法」は、平成9年及び平成12年に大幅な改正が行われましたが、その後も平成15年以降毎年のように改正され、廃棄物排出事業者責任や処理委託基準、不適正処理に対する罰則などの規制が強化されております。特に平成22年の改正では、廃棄物排出事業者責任の強化のための規定が多数追加されたことに伴い、廃棄物排出事業者による処理業者に対する監視も厳しくなっております。

また、平成12年6月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物を再生可能な有効資源として再利用すべくリサイクル推進のための法律が施行されております。当社グループの事業に係る「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」など各産業、素材別のリサイクル関係法令が整備されております。更に、環境問題に対する世界的な関心も高まり、廃棄物の再生資源としての循環的利用、環境負荷の低減に対する社会的ニーズが高まっております。当社グループは、法的規制の改正などは当社経営方針とマッチしており、積極的に廃棄物の再資源化事業に投資を行ってまいりますが、今後の法的規制及び行政指導の動向によっては経営成績に影響を与える可能性があります。

イ．許可の更新、範囲の変更及び新規取得について

当社グループの木材チップ製造である産業廃棄物処理業は、各都府県知事又は、政令指定都市市長の許可が必要であり、事業許可は有効期限が5年間（優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間）で、事業継続には許可の更新が必要となります。また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始、処理施設の新設・増設に関しても許可が必要となっております。当社グループのこれらに関する申請が廃棄物処理法第十四条第5項または第10項の基準等に適合していると認められない場合は、申請が不許可処分とされ、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、廃棄物処理法第十四条第3項及び8項において、「更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」旨規定されております。

ロ．事業活動の停止および取消し要件について

廃棄物処理法には事業の許可の停止要件（廃棄物処理法第十四条の三）並びに許可の取消し要件（廃棄物処理法第十四条の三の二）が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件（廃棄物処理法第十四条第5項第2号）等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される恐れがあります。当社グループは、現在において当該要件や基準に抵触するような事由は発生しておりませんが、万が一、当該要件や基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(東京ボード工業株式会社)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
平成3年6月14日	産業廃棄物処分業	東京都	中間処理	第01320012468号	平成37年6月13日
平成5年12月10日	産業廃棄物処分業	埼玉県	中間処理	第01120012468号	平成37年12月9日

(注) 法令違反の要件及び主な許可停止、取消事由については以下のとおりであります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはハに該当するに至ったとき。
- 二 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
- 三 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
- 四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。
- 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- 六 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(横浜エコロジー株式会社)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
平成17年11月1日	産業廃棄物処分業	横浜市	中間処理	第05620122518号	平成32年10月31日

(注) 法令違反の要件及び主な停止、取消事由については東京ボード工業(株)の廃棄物処理業の記載内容と同様であります。

(ティー・ビー・ロジスティックス株式会社)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
平成10年 5 月22日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第1300053819号	平成34年 5 月21日
平成10年 6 月 1 日	産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01200053819号	平成34年 5 月31日
平成10年 6 月16日	産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01107053819号	平成34年 6 月15日
平成12年 5 月11日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01402053819号	平成36年 5 月10日
平成10年 6 月 1 日	産業廃棄物収集運搬業	茨城県	収集・運搬	第00801053819号	平成34年 5 月31日
平成10年 8 月17日	産業廃棄物収集運搬業	栃木県	収集・運搬	第00900053819号	平成34年 8 月16日
平成11年 3 月26日	産業廃棄物収集運搬業	山梨県	収集・運搬	第01900053819号	平成35年 3 月25日
平成12年 1 月 4 日	産業廃棄物収集運搬業	群馬県	収集・運搬	第01000053819号	平成36年 1 月 3 日
平成12年 5 月 9 日	産業廃棄物収集運搬業	静岡県	収集・運搬	第02201053819号	平成34年 5 月 8 日
平成13年 2 月27日	産業廃棄物収集運搬業	長野県	収集・運搬	第2009053819号	平成37年 2 月26日
平成23年10月20日	産業廃棄物収集運搬業	岩手県	収集・運搬	第00300053819号	平成35年10月19日
平成23年10月25日	産業廃棄物収集運搬業	宮城県	収集・運搬	第00400053819号	平成35年10月24日
平成29年12月15日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第1350053819号	平成34年12月14日
平成29年12月19日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01250053819号	平成34年12月18日
平成29年12月20日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01450053819号	平成34年12月19日

(注) 法令違反の要件及び主な停止、取消事由については東京ボード工業(株)の廃棄物処理業の記載内容と同様であります。

(T B 関西物流株式会社)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
平成19年 4 月16日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第01300134402号	平成34年 4 月15日
平成19年 4 月25日	産業廃棄物収集運搬業	大阪府	収集・運搬	第02700134402号	平成34年 4 月24日
平成19年 6 月26日	産業廃棄物収集運搬業	滋賀県	収集・運搬	第02500134402号	平成34年 6 月25日
平成19年 7 月17日	産業廃棄物収集運搬業	兵庫県	収集・運搬	第02801134402号	平成34年 7 月16日
平成19年 8 月15日	産業廃棄物収集運搬業	京都府	収集・運搬	第02600134402号	平成34年 8 月14日
平成19年 9 月10日	産業廃棄物収集運搬業	奈良県	収集・運搬	第02901134402号	平成34年 9 月 9 日
平成19年10月23日	産業廃棄物収集運搬業	奈良市	収集・運搬	第10210134402号	平成34年10月22日
平成22年10月 8 日	産業廃棄物収集運搬業	愛知県	収集・運搬	第02300134402号	平成32年10月 7 日
平成24年 4 月26日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01407134402号	平成34年 4 月25日
平成24年 6 月 5 日	産業廃棄物収集運搬業	和歌山県	収集・運搬	第03000134402号	平成34年 6 月 4 日

(注) 法令違反の要件及び主な停止、取消事由については東京ボード工業(株)の廃棄物処理業の記載内容と同様であります。

② J I S マーク認証

当社グループの主要製品は日本工業規格のJ I S マーク認証を受けており、登録認証機関による3年毎の定期審査も継続的に実施されております。しかしながら、当該審査の結果、品質や性能または品質管理体制などに重大な不良または不備などがあった場合には、J I S マーク認証が取り消され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、開発中の新製品について、J I S マーク認証を予定した時期までに受けられない場合、市場投入が遅れ当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の取引先への依存について

当社グループの平成30年3月期の売上高に占める上位3社であるSMB建材株式会社、伊藤忠建材株式会社及び双日建材株式会社を併せた売上高比率は46.9%であります。

SMB建材株式会社、伊藤忠建材株式会社及び双日建材株式会社は建材を扱う商社であり、各社とは円滑な取引を継続しておりますが、取引先の個別の事情や最終ユーザーであるゼネコンなどの事情により、取引条件の悪化や取引関係の解消または契約内容の大幅な変更等が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の仕入先への依存度が高いことについて

当社グループは、業務効率等の観点から、接着剤原料について特定の仕入先に取引を集中させており、東北接着剤株式会社からの仕入高は、平成30年3月期において837,517千円であり、その割合は、当社グループ全体の仕入高の58.1%となっております。

当社グループは同社との間で締結した取引基本契約書に基づき接着剤原料を仕入れておりますが、同社との契約が、期間満了、更新拒絶、解除その他の理由で終了した場合においても、当社グループがメーカーへ直接発注を行うことが可能であり、当社グループの業務に支障が生じる可能性は低いと考えております。

ただし、何らかの理由により、当社グループが同社からの仕入が出来なくなるような事態が生じた場合には、一時的に当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 佐倉工場への追加投資の必要性について

本書提出日現在、佐倉工場についてはフル生産に向けて稼働はしているものの、当初計画に対し、追加の設備投資と時間が必要な状況となっております。追加の設備投資に係る資金が調達できなかった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況

当社グループは平成30年3月期に営業損失877,164千円、経常損失972,821千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,402,877千円を計上しており、当第3四半期連結累計期間におきましても営業損失1,967,554千円、経常損失2,019,304千円、親会社株主に帰属する四半期純損失2,172,960千円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているものと認識しております。しかしながら、本書「2〔経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析〕(3)継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況を解消するための対応等」に記載のとおり、当連結会計年度内における資金の状況に懸念はなく、当該事象を解消するための対応策を推進することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、個人消費や企業の設備投資において持ち直しの動きが見られ、緩やかながら回復基調を持続しております。

なお、当第3四半期連結累計期間を含む新設住宅着工戸数は、ほぼ前年並みに推移しており、平成30年11月までに持ち家で前年同期比2ヶ月連続の増加、分譲住宅で4ヶ月連続で増加するなどしております。

しかしながら、総床面積では10月及び11月で増加で持ち直しの動きはあるものの、平成30年4月から11月までの累計期間において減少となっており、引き続き今後の動向をしっかりと注視する必要があるものとなっております。

このような経営環境のもと、当社グループは市場ニーズに合致した製品開発とサービス向上を図り、積極的な販売活動を推進するため、最新のパーティクルボード製造設備を備えた佐倉工場（千葉県佐倉市）を建築し、平成29年10月より生産を開始しております。同工場においては、新木場リサイクリング工場では製造効率が低い構造用パーティクルボード等を効率的に製造できるため、マレーシアでの環境規制等の影響で品薄状態となっている構造用及びフロア台板用の南洋材輸入合板市場に参入が可能となるものであります。当該輸入合板においては、民間住宅需要はやや軟調であるものの非住宅施設向けの需要は底堅く、合板価格も上昇しており今後しばらくは同様の水準で推移するものと見込んでおります。

当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は4,990,729千円（前年同期比11.0%増）、営業損失は1,967,554千円（前年同期は、237,845千円の損失）、経常損失2,019,304千円（前年同期は、296,531千円の損失）となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は、2,172,960千円（前年同期は、411,339千円の損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 木材環境ソリューション事業

パーティクルボード販売及び廃棄物処理及び木材チップ販売は、底堅い需要を反映し堅調に推移したことから売上高は4,670,771千円（前年同期比11.8%増）となりました。しかしながら、佐倉工場の稼働開始にともなう減価償却負担により、セグメント損失（営業損失）は1,972,650千円（昨年同期は営業損失223,998千円）となりました。

② ファシリティ事業

テナントの稼働が堅調に推移し、売上高は319,958千円（前年同期の売上高は、320,043千円）となりました。また、セグメント利益（営業利益）は、149,450千円（前年同期比2.0%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,944,595千円減少し、22,365,492千円となりました。千葉県佐倉市に建築した佐倉工場の建築費用支払等により、現金及び預金が1,073,884千円減少したことが主たる要因であります。

(負債の部)

負債は、前連結会計年度末に比べ248,346千円増加し、20,269,452千円となりました。佐倉工場の改修費用及び運転資金として長期借入金が907,585千円増加（1年内返済予定の長期借入金は315,035千円増加）したことが主たる要因であります。

(純資産の部)

純資産は、前連結会計年度末に比べ2,192,942千円減少し、2,096,040千円となりました。利益剰余金の減少2,225,870千円が主たる要因であります。

(3) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況を解消するための対応等

当社は、「1〔事業等のリスク〕b. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況」において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しているものと認識しております。これらは、佐倉工場の生産計画の未達が主たる要因であります。安定的な生産に向けて追加の設備投資と必要な資金の確保のためエクイティに頼らない資産売却スキームを組み立て終えており、借入金による調達とあわせて当連結会計年度内の実施を予定しており、当面は事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は7,884千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,120,000
計	13,120,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成31年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,660,369	3,660,369	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	3,660,369	3,660,369	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日	—	3,660,369	—	221,000	—	19,956

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 986,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,673,000	26,730	—
単元未満株式	普通株式 969	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,660,369	—	—
総株主の議決権	—	26,730	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P 信託口・7 5 8 4 3 口)が保有する当社株式111,400株(議決権の数1,114個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。
3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京ボード工業株式会社	東京都江東区新木場二丁目11番1号	986,492	—	986,492	26.95
計	—	986,492	—	986,492	26.95

- (注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P 信託口・7 5 8 4 3 口)が保有する当社株式111,486株は、上記には含まれておりません。

2 【役員の状況】

平成30年6月20日開催の第73期定時株主総会において、新任取締役の選任議案の決議を受け、新たに下記の取締役を選任しております。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	-	大矢宣之	昭和30年11月10日	昭和55年4月 丸紅株式会社 入社 平成12年4月 丸紅インドネシア会社 赴任 平成18年4月 丸紅建材株式会社 出向 平成19年4月 同社製品貿易部長兼上海事務所長 就任 平成20年7月 同社人事総務部長 就任 平成22年4月 同社執行役員人事総務部長 就任 平成23年7月 同社取締役人事総務部長 就任 平成26年4月 同社転籍 平成28年4月 当社顧問 就任 平成30年6月 当社取締役 就任(現任)	(注)	-

(注) 任期は、平成30年6月20日開催の第73期定時株主総会終結の時から、平成31年3月期に関する第74期定時株主総会終結の時までであります。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、赤坂有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,754,754	1,680,870
受取手形及び売掛金	*1, *2 1,404,895	*1, *2 1,457,155
商品及び製品	164,382	481,103
仕掛品	104,340	74,119
原材料及び貯蔵品	144,482	169,947
その他	1,022,473	109,846
貸倒引当金	△ 1,211	△ 5,646
流動資産合計	5,594,117	3,967,396
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,441,304	5,583,720
減価償却累計額	△ 2,523,882	△ 2,609,609
建物及び構築物（純額）	2,917,422	2,974,110
機械装置及び運搬具	16,863,981	17,026,080
減価償却累計額	△ 8,191,281	△ 9,636,593
機械装置及び運搬具（純額）	8,672,700	7,389,486
土地	6,604,515	6,604,515
建設仮勘定	172,925	1,099,372
その他	199,853	233,529
減価償却累計額	△ 159,914	△ 174,663
その他（純額）	39,938	58,866
有形固定資産合計	18,407,501	18,126,350
無形固定資産	42,841	38,279
投資その他の資産		
投資有価証券	86,751	59,498
長期貸付金	3,751	2,948
破産更生債権等	4,591	8,531
繰延税金資産	12,756	13,604
敷金及び保証金	104,347	105,917
その他	58,420	51,898
貸倒引当金	△ 4,991	△ 8,931
投資その他の資産合計	265,627	233,465
固定資産合計	18,715,970	18,398,095
資産合計	24,310,088	22,365,492

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	*1 734,461	*1 1,083,927
短期借入金	900,000	-
1年内償還予定の社債	226,000	383,500
1年内返済予定の長期借入金	1,019,464	1,334,499
未払金	1,491,627	772,597
未払法人税等	53,207	42,940
賞与引当金	64,903	62,748
固定資産撤去費用引当金	55,518	-
その他	232,614	639,892
流動負債合計	4,777,796	4,320,104
固定負債		
社債	2,605,000	2,409,500
長期借入金	10,351,996	11,259,581
繰延税金負債	1,346,845	1,330,529
役員報酬BIP信託引当金	108,691	108,691
退職給付に係る負債	241,345	250,617
受入敷金保証金	321,835	321,835
資産除去債務	265,025	266,021
その他	2,571	2,571
固定負債合計	15,243,309	15,949,348
負債合計	20,021,105	20,269,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	221,000	221,000
資本剰余金	114,201	114,514
利益剰余金	4,839,745	2,613,875
自己株式	△ 1,450,492	△ 1,450,805
株主資本合計	3,724,454	1,498,583
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,116	8,208
その他の包括利益累計額合計	27,116	8,208
非支配株主持分	537,411	589,247
純資産合計	4,288,982	2,096,040
負債純資産合計	24,310,088	22,365,492

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	4,495,993	4,990,729
売上原価	3,559,468	5,792,714
売上総利益又は売上総損失(△)	936,525	△801,985
販売費及び一般管理費	1,174,370	1,165,569
営業損失(△)	△237,845	△1,967,554
営業外収益		
受取利息	79	43
受取配当金	2,784	2,906
受取家賃	1,138	1,784
助成金収入	22,602	20,842
受取保険金	2,550	24,258
その他	10,156	8,341
営業外収益合計	39,311	58,178
営業外費用		
支払利息	75,921	85,545
社債利息	4,072	4,015
資金調達費用	7,937	6,867
その他	10,064	13,500
営業外費用合計	97,996	109,928
経常損失(△)	△296,531	△2,019,304
特別利益		
固定資産売却益	2,218	3,993
その他	22	-
特別利益合計	2,241	3,993
特別損失		
固定資産売却損	25	-
固定資産除却損	32	18,311
特別損失合計	57	18,311
税金等調整前四半期純損失(△)	△294,347	△2,033,622
法人税、住民税及び事業税	75,320	91,419
法人税等調整額	△10,375	△8,817
法人税等合計	64,944	82,601
四半期純損失(△)	△359,292	△2,116,224
非支配株主に帰属する四半期純利益	52,047	56,736
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△411,339	△2,172,960

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純損失(△)	△ 359,292	△ 2,116,224
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,845	△ 18,908
その他の包括利益合計	11,845	△ 18,908
四半期包括利益	△ 347,446	△ 2,135,132
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△ 399,494	△ 2,191,868
非支配株主に係る四半期包括利益	52,047	56,736

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬 B I P 信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年 3 月26日) に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第 3 四半期連結累計期間168, 342千円及び111, 486株であります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年 2 月16日) 等を第 1 四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	14,856 千円	- 千円
支払手形	78,492 "	80,984 "
その他(設備支払手形)	- "	114,417 "

※ 2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形割引高	- 千円	595,339 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減価償却費	821,915 千円	2,236,906 千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	52,910	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月21日	利益剰余金

(注)平成29年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式(自己株式)83,086株に対する配当金1,661千円が含まれております。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	52,909	20.00	平成30年3月31日	平成30年6月21日	利益剰余金

(注)平成30年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式(自己株式)83,086株に対する配当金1,661千円が含まれております。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期 連結損益計算書 計上額 (注2)
	木材環境 ソリューション 事業	ファシリティ 事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,175,949	320,043	4,495,993	-	4,495,993
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	4,175,949	320,043	4,495,993	-	4,495,993
セグメント利益又は損失(△)	△ 223,998	146,482	△ 77,516	△ 160,329	△ 237,845

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△ 160,329千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期 連結損益計算書 計上額 (注2)
	木材環境 ソリューション 事業	ファシリティ 事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,670,771	319,958	4,990,729	-	4,990,729
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	4,670,771	319,958	4,990,729	-	4,990,729
セグメント利益又は損失(△)	△ 1,972,650	149,450	△ 1,823,199	△ 144,354	△ 1,967,554

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△ 144,354千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年12月31日)
1 株当たり四半期純損失(△)	△ 160 円 53 銭	△ 848 円 02 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△ 411, 339	△ 2, 172, 960
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係わる親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)(千円)	△ 411, 339	△ 2, 172, 960
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 562, 454	2, 562, 391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり四半期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1 株当たり四半期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第 3 四半期連結累計期間83, 086株、当第 3 四半期連結累計期間95, 995株であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月13日

東京ボード工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 勉 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 川 和 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京ボード工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京ボード工業株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。